

農業次世代人材投資資金（経営開始型）について

真室川町内で新規に農業経営を開始する方に対して、経営が安定するまでの営農資金として、農林水産省の補助金を予算の範囲内で最長5年間交付します。

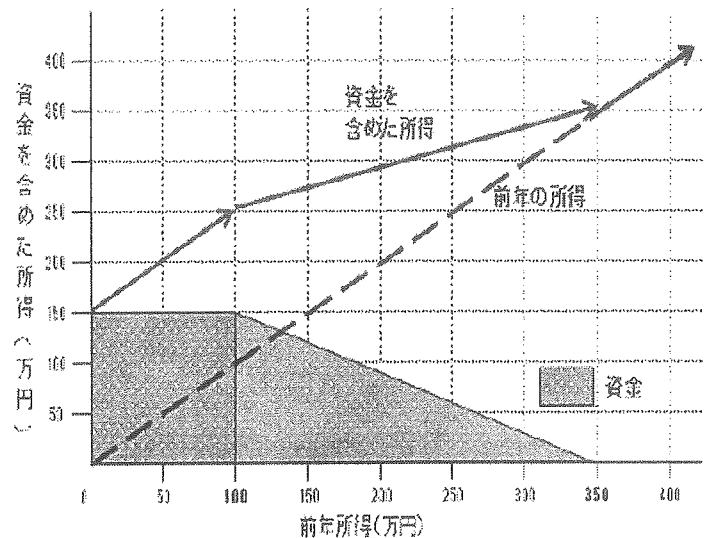
1 補助金の主な交付要件

- ①独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満で、農業経営の開始後 5 年以内であること
- ②農地の所有権又は利用権を有し、農業機械・施設を本人が所有又は借用していること。施設は災害に備えて保険加入すること
- ③生産物や生産資材等を本人名義で出荷・取引し、経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理すること
- ④生活費の確保を目的とする他の給付（雇用保険等）を受けていないこと
- ⑤親等から農業経営を継承する場合は、新規作目の導入、経営多角化等の取組を行うこと

2 補助金の交付金額・交付期間

(1) 交付金額

- ・経営開始初年度
1人あたり年額 150万円
- ・2年目以降
(350万円 - 前年の総所得)
× 0.6 の金額で変動



※総所得にはこの補助金は含まず、農外所得（冬期間の就労等）を含みます。

※前年の総所得が 100 万円未満の場合、交付金額は 150 万円となります。

※夫婦で農業経営を行う場合は、上記の金額×1.5 による額となります。

なお、総所得基準の 350 万円は変わりません。

(2) 交付期間

- ・農業経営の開始時期により、1～5年間（年単位）と異なります。
- ・原則、上期・下期に分けて年2回交付します。

3 青年等就農計画の作成

- ・役場や農協と相談しながら、栽培作物・面積、資金、導入設備、農業従事日数（年間150日以上かつ年間1,200時間以上）を検討し、5年後に農業所得200万円以上となる収支計画等を作成します。
- ・同計画の認定審査会を経て、補助金の交付が決定されます。なお、審査会は不定期開催につき、先に営農を開始することとなります。

4 補助金交付期間中に必要なこと

- ・就農状況の報告のため、作業日誌、帳簿、決算書を作成し、面談の際に提出していただきます。報告は、補助金交付終了後も5年間必要です。
- ・上期（1～6月分：7月下旬）、下期（7～12月分：1月下旬）に役場で面談します。その他、農地での営農状況の確認、中間評価も行います。
- ・冬期間も農業への従事が必要です（例：ハウス除雪、農機具整備、農業簿記学習など）。

5 その他

- ・国の補助金による事業であるため、交付要件を満たさなくなった場合、交付中止となるとともに、過去に遡っての補助金返還が生じる場合があります。
- ・このチラシに記載した内容以外にも、様々な規定があります。詳細は役場農林課担当までお問い合わせください。

問合せ先

真室川町農林課 農政係

(代)0233-62-2111